

職住近接奨励金

補助内容	町内における定住化の促進を図るため、町内の事業所に通勤している常用労働者が町内に転入する際に手当等を支給する事業者に対し奨励金を交付します。
補助対象者	①商工業者で町内において1年以上営業している者 ②個人事業者にあつては、町内に住所を有している者、法人にあつては、町内に事業所等を有している中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる中小企業に限る。） ③町税を滞納していない者
要件	①町外から町内の事業所に通勤している常用労働者（過去1年間に町内に住所を有していない者）が町内に転入する際に手当等を支給する事業者に対し奨励金を交付する。
補助率及び補助額	2/3 限度額 1名につき20万円
■常用労働者とは 1 町内に住所を有する者 2 雇用期間の定めのない雇用であつて、1週間の所要労働時間が、事業者には雇用されている正規雇用の労働時間と同一である者で雇用保険法等の被保険者である者	

※ 補助金申請書の提出は、商工会経由